



2025年度
「ディープレック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発」
公募説明資料

2025年12月15日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

スタートアップ支援部 国際コファンドチーム

公募説明会のご案内

(1)公募説明 (25分)

- ① ディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針
- ② 事業概要
- ③ 補助事業開始までの流れ
- ④ 応募要件
- ⑤ 応募方法
- ⑥ 交付先の選定方法
- ⑦ 留意事項について
- ⑧ 参考
- ⑨ 公募に関する問い合わせ

(2)質疑応答 (20分)

1. ディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針

1. ディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針

「スタートアップ育成5か年計画」

日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現するため、2022年11月28日に「スタートアップ育成5か年計画」を決定。

①人材・ネットワークの構築、②資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進、の3本柱を一体として強力に推進し、着実に実行する。

(抄)

(4) 新エネルギー・産業技術総合開発機構による研究開発型スタートアップへの支援策の強化

…このため現在(年間60億円)に比べて3倍規模の5年間分1,000億円(年間200億円)の基金を新規造成する。この際、スタートアップの負担を考え、手続きの簡素化に努める。

出典:内閣府 [スタートアップ育成5か年計画](#)

1. ディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針

経済産業省「ディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針」（令和5年3月策定、同6年7月、同7年6月改定）に則り実施。

技術の確立や事業化・社会実装までに長期の研究開発と大規模な資金を要し、リスクは高いものの国や世界全体で対処すべき経済社会課題の解決に資すると考えられる革新的な技術の研究開発に取り組んでいる「ディープテック・スタートアップ」を対象とした補助事業。

特に、海外市場への展開を目的として海外の事業者との共同研究開発を希望するディープテック・スタートアップに対し、**早期の技術普及と海外市場展開の実現に向けた国際共同研究開発活動を支援。**

事業期間： 2023年度～2031年度

予算額： 20億円(事業期間総額)

1. ディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針

「ディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針」
(抄出)

⑤ 国際共同研究開発特化型支援

国内における研究開発に資する経営資源を活用しつつ、知財や技術の蓄積を伴う形で、**海外事業者との国際共同研究開発**であって、外国政府や海外の研究開発支援機関等が関与するものを行う場合の支援を行う。

具体的には、海外市場への展開を目的として海外企業との共同研究開発を希望するディープテック・スタートアップに対し、早期の技術普及、海外市場展開の実現に向けた国際連携による共同研究開発を支援し、日本と相手国双方の企業、研究機関、大学等が参加する研究開発を実施する。

国際共同研究開発特化型支援の執行については、外国政府や海外研究支援機関等との協力枠組みに基づき実施する。

2. 事業概要

2. 事業概要

- ① ディープテック・スタートアップが海外市場への展開を目的として海外企業と行う共同研究開発に対し、**NEDOと相手国側の研究開発・イノベーション支援機関(公的支援機関)**が並行して、それぞれ自国企業の研究開発費用の一部の補助等を行う。
- ② 相手国側事業者が**相手国側の研究開発・イノベーション支援機関から支援を受けることを前提**とする。
- ③ 応募要件や交付規模は、国によって異なる。
- ④ 2025年度**対象国**は、以下の通り。
カナダ、フランス共和国、ルクセンブルク大公国、ベルギー王国(フランダース地域)、デンマーク王国、ノルウェー王国、スペイン王国、スウェーデン王国、オーストリア共和国、大韓民国、リトアニア共和国、シンガポール共和国、南アフリカ共和国、イスラエル国、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)

2. 事業概要

欧州を中心とする各国の研究開発・イノベーション支援機関の国際的なネットワークである Eureka^(※1)のGlobalstars^(※2)スキームを活用した多国間共同公募方式で実施する。

【Eureka Globalstars】(多国間共同公募方式)



(※1) Eurekaとは、1985年に発足した欧州を中心とする各国の研究開発・イノベーション支援機関の国際的なネットワークです。47か国が加盟しています。

(※2) Eureka Globalstarsとは、Eureka加盟国以外の国(日本など)が、複数のEureka加盟国との共同公募を実施することができるEurekaの公募スキームの一つです。事業提案及び実施は日本を含む二国間・多国間いずれでも構いません。つまり、提案者は対象15か国のうち1か国以上の企業との共同研究開発を提案することが可能です。

3. 補助事業開始までの流れ

3. 補助事業開始までの流れ

1月21日(水)正午

書類の提出



受付完了メールが自動送信されますが、この時点では受理ではありません。
相手国側の研究開発・イノベーション支援機関に、相手国側事業者から書類が提出されている等、要件を満たしていることをNEDOが確認。

1月28日(水)頃

受理/不受理通知メールの送付 (NEDO)



財務状況や研究体制等について、代表者面談を実施する場合あり。

3月下旬

採択審査委員会 (プレゼンテーション審査)

対象者のみ



4月中旬

契約交付審査委員会 (NEDO)



相手国側の研究開発・イノベーション支援機関の採択結果をNEDOが確認。

4月下旬

採択結果の公表



交付申請書の作成と、共同研究開発契約(CA, Consortium Agreement)の締結が必要。

7月以降

補助金の交付決定、事業開始

4. 応募要件

4. 応募要件

(1) 提案者となる補助対象事業者

補助対象事業者は、次の要件を満たす、**本邦の企業**であることが必要であり、本補助事業への応募時点から補助事業終了時点まで、**これらの要件を全て満たしている**必要があります。なお、次の要件を満たす、複数社で共同提案することも可能です。

4. 応募要件

(抄)

- ①日本に登録されている未上場の中小企業であって、主要な研究開発拠点を日本国内に有すること。また、提案者の主任研究者は日本の居住者であること。なお、当該企業を提案者として、その他の企業、研究機関、大学等が委託先または共同研究先として参加することも可能。
- ②相手国側事業者等と国際共同研究開発プロジェクトを実施する見込みであって、**当該企業等とCA (Consortium Agreement)を締結**することができること。
- ③中小企業基本法等に定められている**資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす中小企業に該当する法人**であってかつ、**みなし大企業**(※1)に該当せず、直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。
- ④大企業の持分法適用会社ではないこと。

ただし、**J-Startup、J-Startup地域版、J-Startup Impactに選定されている企業**であり、財務状況により親会社からの資金支援を受けることのできない者の場合、上記の要件のうち、③に掲げるみなし大企業や、④に掲げる大企業の持分法適用会社であっても、**本補助事業に応募することを可能とする。**

(※1)(抄)本補助事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数2分の1以上を占めている企業

4. 応募要件

(2) 補助対象事業

(抄)

次の①～③の要件のすべてを満たす事業を、補助の対象とします。

① **経済産業省所管の鈹工業技術**(量子、AI、ロボティクス、半導体、電子機器、エネルギー・環境、バイオテクノロジー、新素材、医療機器、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。)であること。

また、医薬品開発及び再生医療等製品に係る開発は原則として対象外とします。

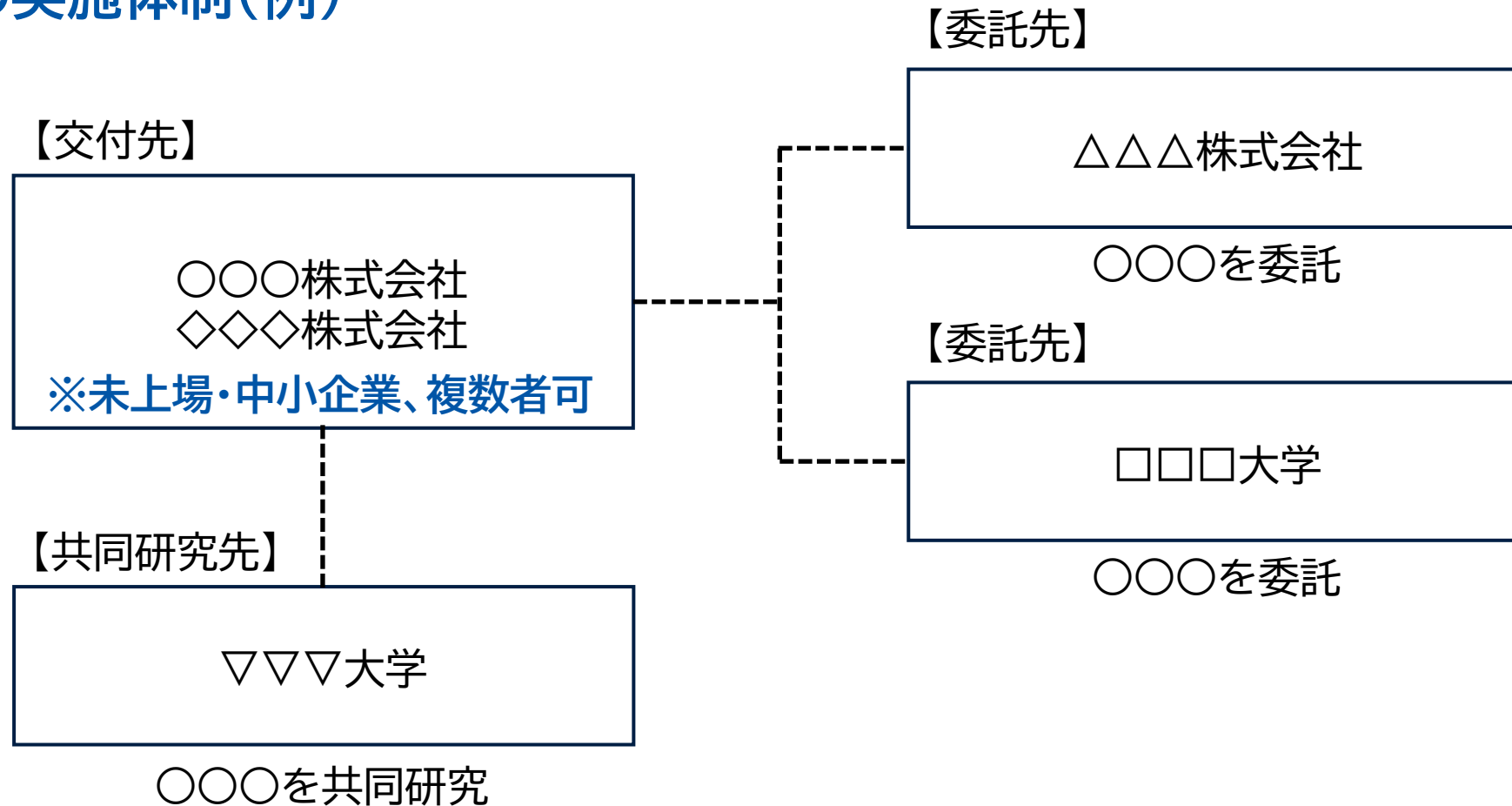
ただし、創薬支援技術の開発や、医薬品開発を加速する支援技術の開発、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鈹工業技術に係る複合技術の開発は補助対象とします。

② **具体的技術シーズがあって、技術開発要素がある**ことが想定されること。

③ **競争力強化のためのイノベーションを創出しようとするもの**であること。

4. 応募要件

日本側の実施体制(例)



【共同研究先】、【委託先】として大企業が参画することは可能

4. 応募要件

(3) 補助対象期間

- 補助対象期間は、**2～3年程度**。
- 補助事業開始には、相手国側企業等との間で締結した**CAが必要**。
- 事業開始は**2026年7～8月**を予定。
- 最初に交付する期間は、**事業開始日から最長で2028年度末**。

4. 応募要件

(4)補助対象費用

交付規程第6条、事務処理マニュアルを参照。

項目
I. 機械装置等費
1. 土木・建築工事費
2. 機械装置等製作・購入費
3. 保守・改造修理費
II. 労務費
1. 研究員費
2. 補助員費

項目
III. その他経費
1. 消耗品費
2. 旅費
3. 外注費
4. 諸経費
IV. 委託費・共同研究費

補助対象費用の総額の50%未満

外注費: 補助事業の遂行に必要な、加工・分析等の請負外注に係る経費(開発要素なし)
 委託費: 交付先が、補助事業の一部を第三者に委託するのに要した経費
 共同研究費: 交付先が、補助事業の一部を第三者と共同で実施するために負担した経費

(注意) 相手国事業者側の費用は、NEDOの補助の対象とはなりません。
 (相手国側公的支援機関の制度により支援を受けます)
 消費税は補助対象費用に含まれません。

4. 応募要件

(5) 補助対象範囲

提案者が提案書に記載した研究開発の実施内容のうち、**NEDOが交付決定を行うもの**が、本補助事業における補助対象となります。従って、**補助事業期間内の内容に限られる**ことと、交付に当たっての条件を満たす範囲となることにご留意ください。

(6) 補助率、及び補助金の額

補助対象費用の**3分の2以内**、補助金額の**上限は1億円／件**

相手国側企業との補助金額のバランスは、補助対象費用全体の割合で、3:7あるいは7:3以内での配分が適正と認められます。

例えば、日本側企業が3の割合の場合、事業総額は最大5億円、日本側企業が7の割合の場合、事業総額は最大約2.1億円となります。

5. 応募方法

5. 応募方法

(1) 提出書類

NEDO様式とEureka様式の2種類を提出いただく必要があります。

5. 応募方法

[A] NEDO様式

本公募のHPからダウンロード、日本語作成、PDF形式にすること

No.	提出書類	ファイル名
A1	(別添1)提案書	A1.pdf
A2	(別添2)主任研究者研究経歴書	A2.pdf
A3	(別添3)申請者情報	A3.pdf
A4	(別添4)ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	A4.pdf
A5	(別添5)従業員への賃金引き上げ計画の表明書(任意)	A5.pdf
A6	e-Rad 応募内容提案書(本公募要領 3. (2)、及び別紙 2 参照)	A6.pdf
A7	(様式2)積算用総括表(交付年度分)	A7.pdf
A8	直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表 ※共同提案の場合は、提案者毎に作成。 ※直近3年分の財務諸表が揃わない場合(2023年1月以降設立の企業等)は、事前にご相談ください。	A8.pdf
A9	知的財産権等の取り扱いについて規定した相手国企業との CA (Consortium Agreement)のドラフト(英文) ※CAのドラフトまで合意できていない場合、秘密保持契約や相手方と調整中の文書の提出でも可。	A9.pdf
A10	(別添7)提出書類チェック票	A10.pdf

5. 応募方法

提出先 Web入力フォーム

提出方法

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ① 国際共同研究開発テーマ名 | ⑪ 技術的ポイント |
| ② 代表法人番号 | ⑫ 相手国側企業名 |
| ③ 代表法人名称 | ⑬ 代表法人主任研究者 |
| ④ 代表法人連絡担当者氏名 | ⑭ 共同提案法人名及び主任研究者 |
| ⑤ 代表法人連絡担当者職名 | ⑮ 利害関係者 |
| ⑥ 代表法人連絡担当者所属部署 | ⑯ 研究体制 |
| ⑦ 代表法人連絡担当者所属住所 | ⑰ 研究期間 |
| ⑧ 代表法人連絡担当者電話番号 | ⑱ 提案額 |
| ⑨ 代表法人連絡担当者Eメールアドレス | ⑲ 初回の受付番号(再提出の場合のみ) |
| ⑩ 研究開発の概要 | ⑳ 提出書類(提案書)(A1) |
| | ㉑ 提出書類(その他)(A2～A13) |

①～⑳を入力

- 共同提案の場合は、**代表法人が提出**してください。
- ファイルには**パスワードは付け**ないでください。
- Web入力フォームで送信ボタンを押すと、受付番号が表示されます。再提出時には、**⑲初回の受付番号**を入力してください。**再提出の場合は、再度、全資料をアップロード**してください。

5. 応募方法

[B] Eureka様式

No.	提出書類
B1	<p>下記URLのEureka “SmartSimple” Formにて、オンライン英文入力・提出してください。入力方法は公募要領の別添8を参照してください。提出されたことを確認するために「Application ID」と「Project Title」をA10の提出書類チェック票へ記載ください。 https://Eureka.smartsimple.ie/ ※相手国側事業者が入力した後、日本側事業者が紐付けてオンライン入力・提出してください。逆も可能です。</p>

応募にあたっての注意点:

- 提案書、役割分担、CA(Consortium Agreement)の相手国側事業者との調整は、提案者が提案前までに自ら行う必要があります。
- 相手国側の応募要件、応募方法等については、相手国側事業者から相手国側の研究開発・イノベーション支援機関に問い合わせください。

5. 応募方法

提出期限（公募締切）

2026年1月21日(水)正午(日本時間)アップロード完了

NEDOにおいて、応募要件、提出書類、Eureka “SmartSimple” Formへのオンライン提出、相手国側の研究開発・イノベーション支援機関に相手国側事業者から応募が提出されていることを確認した上で、NEDO事務局から代表法人連絡担当者Eメールアドレス宛てに、最終的な受理完了メールをお送りします。

受理完了メールの送付は2026年1月28日(水)頃の見込みです。

6. 補助先の選定

6. 交付先の選定

外部有識者による採択審査委員会の審査基準

採択審査基準		審査細目	評価点	重み付け
1. 研究開発の内容、研究目標・計画(配点:30点)				
(1)	研究開発内容の新規性、技術の優位性	提案された共同研究開発内容に 新規性があり、技術的に優れている か。 研究開発要素がある か(単なる既存部品・ソフトウェアの組み込みではなく、研究開発・技術要素が明らかか)。	1~5	3
(2)	研究目標・計画の妥当性	研究開発目標は、 適切かつ定量的に設定 され、目標を達成するための 研究計画は実現可能 か(研究期間、予算額、技術的可能性)。	1~5	3
2. 国際共同研究の必要性、有効性及び実施体制(配点:30点)				
(3)	国際共同研究の必要性、有効性	日本側事業者と相手国側事業者とで共同で実施することにより、 国内研究機関等のみの連携よりも、両者にとってメリットがあることが明確 か(シナジー効果によりプロジェクトが生み出す成果の質が向上する、実用化・事業化までの期間の短縮が期待される等)。 日本側事業者と相手国側事業者の 優れた技術を掛け合わせた相互補完的な国際共同研究開発 となっているか。	1~5	4
(4)	国際共同研究の実施体制の妥当性	共同実施体制は妥当であるか(日本側事業者と相手国側事業者との明確な役割分担とバランスが確保 されているか) 日本及び相手国側の参加者(委託先も含む)は、本研究開発を遂行するための能力を有するか(関連分野の研究開発の実績、優秀な研究者等の参加等) 共同実施体制の知財の管理・運営は妥当か。	1~5	3

6. 補助先の選定

採択審査基準		審査細目	評価点	重み付け
3. 事業化・実用化計画、リスク対策				
(5)	事業化・実用化の実現可能性	提案内容は、事業化・実用化による 国際市場の獲得の可能性 (国際競争力)を有し、成果の普及による経済・社会的な波及効果が見込めるか。	1~5	3.8
(6)	事業化・実用化におけるリスク対策	提案内容の事業化・実用化計画において、 想定されるリスク(競合他社、技術変革、周辺特許、市場変動等) を分析し、 その対策の検討 がなされているか。	1~5	2.8
4. 加点項目(配点:2点)			配点	
(7)	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		0~1	
(8)	従業員への賃金引き上げ計画の表明をした場合		0又は1	

(1)~(6)については、以下の採点基準を用いて評価点を付け、重み付け係数を乗じて審査する。

5点	本項目は、優れている	2点	本項目は、やや劣る。
4点	本項目は、やや優れている	1点	本項目は、劣る。
3点	本項目は、普通である。		

6. 交付先の選定

採択結果の通知及び公表

- ① 採択された事業については、**NEDOから提案者に通知**します。不採択の場合も、審査結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2026年4月下旬を予定しています。
- ② 採択された事業に関しては、提案者の企業名、補助事業の名称を**NEDOのウェブサイト**に公表します。また採択審査委員の所属、氏名について、採択決定後にNEDOのウェブサイトで公表します。
- ③ NEDOは必要に応じて**ニュースリリースを行う場合があります**。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は、事前にNEDOスタートアップ支援部までご相談ください。

7. 留意事項

7. 留意事項

(1) 交付決定通知書で定める条件

NEDOは、交付決定通知書において、補助金を交付するに当たっての条件として、交付規程の第9条第1項の各号に加え、第9条第2項に基づき、以下の①～③を定める予定です。

① 補助事業者が上場した場合の通知

補助事業者が上場した場合は、**速やかにNEDOまで通知**してください。その通知結果をもとにNEDOにて、本補助事業の中止等を決定できるものとします。

② 相手国側の研究開発・イノベーション支援機関による資金支援の終了等

相手国側企業等が相手国側の研究開発・イノベーション支援機関から資金支援を受けることができなくなった又は資金支援を受けていない(自主的な取り下げ・取りやめも含む)ことが判明した場合は、**原則として、その時点でNEDOの補助も終了**することとします。なお、当該事象を把握した場合は、**NEDOまでその旨通知**してください。

③ 相手国側企業等との共同研究の中止・終了等の場合の通知

相手国側企業等と共同研究の実施ができなくなることが判明した場合は、**速やかにNEDOに対して、CAの終了予定日又は解除予定日を、その理由等と共に通知**してください。その通知結果をもとにNEDOにて、本補助事業の期間短縮、中止等を決定できるものとします。

7. 留意事項

(2) 補助金の支払

精算払と実績払があります。

① 精算払

交付期間完了後(確定検査完了後)に手続きされる最終の経費の支払い

② 概算払(交付規程第14条、様式第12 及び 2025年度版 課題設定型産業技術開発費補助事業 事務処理マニュアル 10-1 補助金の期中の支払の種類)

交付期間の中途に補助事業の実施に要する経費の一部を交付先に支払う

(注)「実績払」として、支払いベースであり、補助金の前払いではありません。

年度4回の支払:5月、8月、11月、翌年2月

(3) 処分制限財産の取り扱い(交付規程第16条、様式第13、15)

補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得した機械装置等の取得財産には**処分制限**があります。

7. 留意事項

(4)相手国側企業等とのCA(Consortium Agreement)について

CA締結に当たっては、知的財産担当部署や知的財産の専門家と相談のうえ、**知的財産権の取り扱いについてもCA内に規定**するようにしてください。ドラフト段階で、我が国企業の知的財産権の保護の観点から、CAを拝見させていただきます。

(5)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム(e-Rad)へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表事業者が登録を行ってください。この場合、その他の提案者や委託、国内の共同研究先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、本公募要領の別紙2(P25)をご確認ください。

研究者アカウントの新規登録について、最長2週間程度かかる場合があります。余裕をもって申請してください。

7. 留意事項

(6) 企業化状況報告書等の提出(交付規程第24条、様式第20)

補助事業期間の終了年度の翌年度以降5年間は、毎年、企業化状況報告書をNEDOに提出していただきます。

(7) 収益納付(交付規程第25条、様式第20)

補助事業期間の終了年度の翌年度以降5年間は、当該補助事業の企業化等により、相当の収益が生じたと認められたときは交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付(収益納付)していただくことがあります。

(8) テーマ別事後評価委員会

補助事業期間終了後適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、テーマ別事後評価委員会を開催します。補助事業者の皆様には資料の作成及びプレゼンテーションを行っていただきます。

7. 留意事項

本補助事業に係る規程等

- ① ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発費補助金
交付規程(及び各種様式)
内容:本補助事業に係る**NEDO交付業務の基本ルール**を記載したものの
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_dtsu_00003.html
- ② 2025年度版 課題設定型産業技術開発費補助事業 **事務処理マニュアル**
内容:**採択通知以降の事業者向けの事務処理方法**を記載したものの
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_2025.html

8. 参考

8. 参考 (Globalstars call with Japan)

Globalstarsの公募概要についてはGlobalstars call with Japan(以下URL)をご参照ください。

<https://www.eurekanetwork.org/programmes-and-calls/globalstars/globalstars-call-with-japan/>

対象国の共同研究先をお探しの場合

EUREKA側で設置したb2matchプラットフォームもご利用いただけます。登録した参加者間だけで共同研究の可能性を話し合うことが可能です。

<https://www.b2match.com/e/eureka-globalstars-japan>

8. 参考（各国の公募サイト）

対象国	公的支援機関
カナダ	National Research Council Canada (NRC)
フランス共和国	Bpifrance
ルクセンブルク大公国	Luxinnovation
ベルギー王国（フランダース地域）	Flanders Innovation & Entrepreneurship (VLAIO)
デンマーク王国	Innovation Fund Denmark (IFD)
ノルウェー王国	Research Council of Norway (RCN)
スペイン王国	Spanish Centre for Technological Development and Innovation (CDTI)
スウェーデン王国	Vinnova (Sweden's Innovation Agency)
オーストリア共和国	Austrian Research Promotion Agency (FFG)
大韓民国	Korea Institute of Advancement of Technology (KIAT)
リトアニア共和国	Research Council of Lithuania
シンガポール共和国	Enterprise Singapore
南アフリカ共和国	Department of Science, Technology and Innovation (DSTI)
イスラエル国	Israel Innovation Authority (IIA)
英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）	Innovate UK

9. 公募に関するお問い合わせ

9. 公募に関する問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、2026年1月14日(水)まで、公募ページの「ご相談フォーマット」を使って下記宛て電子メールで受け付けます。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
スタートアップ支援部 国際コファンドチーム
メールアドレス：dt.cofund@ml.nedo.go.jp

提出書類の提出期限（公募締切）

2026年1月21日(水)正午(日本時間)アップロード完了

期限までにアップロードを完了できなかった提出書類は、受け付けません。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりません。

※通信トラフィック状況等により、入力や資料のアップロードに時間がかかる場合があります。特に**提出期限直前は混雑する**可能性がありますので、受付期間内に受付番号表示まで完了するように**余裕をもってアップロード**してください。

質疑応答



NEDO公式SNS



ニュースリリースや公募、イベント情報等、様々な最新情報を発信しています。
ぜひフォロー・ご登録をお願いします！



NEDO
(@nedo_info)



NEDO【英語版】
(@nedo_info_en)



NEDO



スタートアップクラブ



NEDO Channel



NEDO PR Channel

